



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年3月27日火曜日 第2961号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（税務課）..... 1

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則を廃止する規則.....（保健福祉課医療保険室）..... 2

旅館業法施行細則の一部を改正する規則.....（薬務衛生課）..... 2

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則.....（障がい福祉課）..... 2

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則.....（ " ）..... 7

愛媛県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則.....（長寿介護課）.....10

愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則.....（ " ）.....16

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則.....（ " ）.....17

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則.....（産業創出課）.....19

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則及び愛媛県行政組織規則の一部を改正する等の規則
.....（農政課農地・担い手対策室）.....24

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（農政課農地・担い手対策室）.....25

人事委員会規則

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）.....26

規 則

○愛媛県規則第10号

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例施行規則（平成19年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税の対象となる法人又は個人）</p> <p>第4条 条例第3条第1項の知事が定める法人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象事業年度終了の日現在において<u>45.5人</u>未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である法人とする。</p> <p>2 条例第3条第2項の知事が定める個人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象年の末日（年の中途において個人の行う事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日。以下同じ。）現在において<u>45.5人</u>未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である個人とする。</p>	<p>（事業税の不均一課税の対象となる法人又は個人）</p> <p>第4条 条例第3条第1項の知事が定める法人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象事業年度終了の日現在において<u>50人</u>未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である法人とする。</p> <p>2 条例第3条第2項の知事が定める個人は、常時雇用する労働者の数が次条第1項第1号に規定する適用対象年の末日（年の中途において個人の行う事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日。以下同じ。）現在において<u>50人</u>未満であって、同日において雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主である個人とする。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

○愛媛県規則第11号

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則を廃止する規則

愛媛県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則（平成17年愛媛県規則第70号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第12号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和32年愛媛県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>様式第5号（第4条関係） 相続による旅館業営業承継承認申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第2項各号（第7号を除く。）該当の有無</td> <td style="text-align: center;">省 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">愛 媛 県 収 入 証 紙 貼 付 欄</td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略		旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第2項各号（第7号を除く。）該当の有無	省 略	愛 媛 県 収 入 証 紙 貼 付 欄		<p>様式第5号（第4条関係） 相続による旅館業営業承継承認申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第2項第1号又は第2号 該当の有無</td> <td style="text-align: center;">省 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">愛 媛 県 収 入 証 紙 ち よ う 付 欄</td> </tr> </table> <p>注 省略</p>	省略		旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第2項第1号又は第2号 該当の有無	省 略	愛 媛 県 収 入 証 紙 ち よ う 付 欄	
省略													
旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第2項各号（第7号を除く。）該当の有無	省 略												
愛 媛 県 収 入 証 紙 貼 付 欄													
省略													
旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第2項第1号又は第2号 該当の有無	省 略												
愛 媛 県 収 入 証 紙 ち よ う 付 欄													

附 則

この規則は、平成30年 6月15日から施行する。

○愛媛県規則第13号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

（愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（福祉型障害児入所施設の職員の基準）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の<u>看護職員</u>の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。</p> <p>4・5 省略</p> <p>（福祉型児童発達支援センターの職員の基準）</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（福祉型障害児入所施設の職員の基準）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の<u>看護師</u>の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。</p> <p>4・5 省略</p> <p>（福祉型児童発達支援センターの職員の基準）</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 省略</p>

3 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。

3 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師 及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。

(愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者から支払を受けることができる費用)</p> <p>第3条 条例第24条第3項(条例第56条の2の4において準用する場合を含む。)の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>2 前項第1号の費用については、基準省令第23条第4項(基準省令第54条の5において準用する場合を含む。)の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>(指定児童発達支援の質の評価及び改善を行う事項)</p> <p>第3条の2 条例第27条第4項(条例第56条の2の4において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</p> <p>(2) 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</p> <p>(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況</p> <p>(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</p> <p>(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p> <p>(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p> <p>(健康診断)</p> <p>第4条 条例第34条第1項ただし書(条例第56条の2の4において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。</p> <table border="1" data-bbox="156 1668 762 1720"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table> <p>2 省略</p> <p>(指定児童発達支援の提供に関する記録)</p> <p>第5条 条例第56条第2項(条例第56条の2の4において準用する場合を含む。)の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第22条第1項(条例第56条の2の4において準用する場合を含む。)の規定による提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 条例第36条(条例第56条の2の4において準用する場合を含む。)の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 条例第46条第2項(条例第56条の2の4において準用する場</p>	省略	<p>(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者から支払を受けることができる費用)</p> <p>第3条 条例第24条第3項 _____ の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>2 前項第1号の費用については、基準省令第23条第4項 _____ の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>(健康診断)</p> <p>第4条 条例第34条第1項ただし書 _____ の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときとする。</p> <table border="1" data-bbox="826 1668 1433 1720"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table> <p>2 省略</p> <p>(指定児童発達支援の提供に関する記録)</p> <p>第5条 条例第56条第2項 _____ の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 条例第22条第1項 _____ の規定による提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 条例第36条 _____ の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 条例第46条第2項 _____</p>	省略
省略			
省略			

(指定放課後等デイサービスの事業についての準用)

第10条 条例第73条及び第73条の2において準用する条例第27条第4項の規則で定める事項については第3条の2の規定を、条例第73条及び第73条の2において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については第5条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第3条の2第1号中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者」と、同条第3号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定放課後等デイサービス」と、同条第5号中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「指定放課後等デイサービス事業者」と、同条第7号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定放課後等デイサービス」と、第5条第1号中「条例第22条第1項(条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第73条及び第73条の2において準用する条例第22条第1項」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定放課後等デイサービス」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「条例第73条において読み替えて準用する条例第28条第1項に規定する放課後等デイサービス計画」と、同条第3号中「条例第36条(条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第73条及び第73条の2において準用する条例第36条」と、同条第4号中「条例第46条第2項(条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第73条及び第73条の2において準用する条例第46条第2項」と、同条第5号中「条例第52条第2項(条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第73条及び第73条の2において準用する条例第52条第2項」と、同条第6号中「条例第54条第2項(条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第73条及び第73条の2において準用する条例第54条第2項」と読み替えるものとする。

(基準該当放課後等デイサービスの事業についての準用)

第11条 条例第73条の4において準用する条例第27条第4項の規則で定める事項については第3条の2の規定を、条例第73条の4において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については第5条の規定を、条例第73条の4において準用する条例第72条第3項の規則で定める費用については第9条の規定を

、それぞれ準用する。この場合において、第3条の2第1号中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス事業者」と、同条第3号中「指定児童発達支援」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、同条第5号中「指定児童発達支援事業者」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス事業者」と、同条第7号中「指定児童発達支援」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、第5条第1号中「条例第22条第1項(条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第22条第1項」と、「指定児童発達支援」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスに係る通所支援計画」と、同条第3号中「条例第36条(条例第

その保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

(指定放課後等デイサービスの提供に関する記録)

第10条 条例第73条 _____
 _____において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については、第5条の規定を _____ 準用する。この場合において、同条第1号

_____中「条例第22条第1項 _____」とあるのは「条例第73条 _____」において準用する条例第22条第1項」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定放課後等デイサービス」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「条例第73条において読み替えて準用する条例第28条第1項に規定する放課後等デイサービス計画」と、同条第3号中「条例第36条 _____」

_____とあるのは「条例第73条 _____」において準用する条例第36条」と、同条第4号中「条例第46条第2項 _____」とあるのは「条例第73条 _____」において準用する条例第46条第2項」と、同条第5号中「条例第52条第2項 _____」

_____とあるのは「条例第73条 _____」において準用する条例第52条第2項」と、同条第6号中「条例第54条第2項 _____」とあるのは「条例第73条 _____」において準用する条例第54条第2項」と読み替えるものとする。

(基準該当放課後等デイサービスの事業についての準用)

第11条 _____ 条例第73条の4において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については第5条の規定を、条例第73条の4において準用する条例第72条第3項の規則で定める費用については第9条の規定を、条例第73条の4において準用する条例第72条の2第3項の規則で定める事項については第9条の2の規定を、それぞれ準用する。この場合において _____

_____,第5条第1号中「条例第22条第1項 _____」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第22条第1項」と、「指定児童発達支援」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービスに係る通所支援計画」と、同条第3号中「条例第36条 _____

56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第36条」と、同条第4号中「条例第46条第2項（条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第46条第2項」と、同条第5号中「条例第52条第2項（条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第52条第2項」と、同条第6号中「条例第54条第2項（条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第54条第2項」と読み替えるものとする。

（指定居宅訪問型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者から支払を受けることができる費用）

第12条 条例第73条の10第3項の規則で定める費用は、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合に要する交通費とする。

（指定居宅訪問型児童発達支援の提供に関する記録）

第12条の2 条例第73条の12において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「条例第22条第1項（条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第73条の12において準用する条例第22条第1項」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定居宅訪問型児童発達支援」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「条例第73条の12において読み替えて準用する条例第28条第1項に規定する居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第3号中「条例第36条（条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第73条の12において準用する条例第36条」と、同条第4号中「条例第46条第2項（条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第73条の12において準用する条例第46条第2項」と、同条第5号中「条例第52条第2項（条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第73条の12において準用する条例第52条第2項」と、同条第6号中「条例第54条第2項（条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第73条の12において準用する条例第54条第2項」と読み替えるものとする。

（指定保育所等訪問支援の事業についての準用）

第13条 条例第81条において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については第5条の規定を、条例第81条において準用する条例第73条の10第3項の規則で定める費用については第12条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第5条第1号中「条例第22条第1項（条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第81条において準用する条例第22条第1項」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定保育所等訪問支援」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「条例第81条において読み替えて準用する条例第28条第1項に規定する保育所等訪問支援計画」と、同条第3号中「条例第36条（条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第81条において準用する条例第36条」と、同条第4号中「条例第46条第2項（条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第81条において準用する条例第46条第2項」と、同条第5号中「条例第52条第2項（条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第

」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第36条」と、同条第4号中「条例第46条第2項」
 」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第46条第2項」と、同条第5号中「条例第52条第2項」
 」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第52条第2項」と、同条第6号中「条例第54条第2項」
 」とあるのは「条例第73条の4において準用する条例第54条第2項」と読み替えるものとする。

（指定保育所等訪問支援事業者が通所給付決定保護者から支払を受けることができる費用）

第12条 条例第79条第3項の規則で定める費用は、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合に要する交通費とする。

（指定保育所等訪問支援の提供に関する記録）

第13条 条例第81条において準用する条例第56条第2項の規則で定める記録については、第5条の規定を
 準用する。この場合において、同条第1号
 中「条例第22条第1項」
 」とあるのは「条例第81条において準用する条例第22条第1項」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定保育所等訪問支援」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「条例第81条において読み替えて準用する条例第28条第1項に規定する保育所等訪問支援計画」と、同条第3号中「条例第36条」
 」とあるのは「条例第81条において準用する条例第36条」と、同条第4号中「条例第46条第2項」
 」とあるのは「条例第81条において準用する条例第46条第2項」と、同条第5号中「条例第52条第2項」
 」とあるのは「条例第

81条において準用する条例第52条第2項」と、同条第6号中「条例第54条第2項（条例第56条の2の4において準用する場合を含む。）」とあるのは「条例第81条において準用する条例第54条第2項」と、第12条中「指定居宅訪問型児童発達支援」とあるのは「指定保育所等訪問支援」と読み替えるものとする。

81条において準用する条例第52条第2項」と、同条第6号中「条例第54条第2項」とあるのは「条例第81条において準用する条例第54条第2項」と _____ 読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第14号

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定居宅介護事業者が支給決定障害者等から支払を受けることができる費用）</p> <p>第3条 条例第22条第3項（<u>条例第44条の4（共生型居宅介護に係る部分に限る。）</u>において準用する場合を含む。）の規則で定める費用は、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合に要する交通費とする。</p> <p>（重度訪問介護等に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が支給決定障害者等から支払を受けることができる費用）</p> <p>第4条 条例第44条及び第44条の4（<u>共生型重度訪問介護に係る部分に限る。</u>）において準用する条例第22条第3項の規則で定める費用については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定居宅介護」とあるのは、「<u>重度訪問介護等に係る指定障害福祉サービス</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（指定生活介護事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用）</p> <p>第9条 条例第84条第3項（<u>条例第95条の5において準用する場合を含む。</u>）の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 前項第1号の費用については、基準省令第82条第4項（<u>基準省令第93条の5において準用する場合を含む。</u>）の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>（指定生活介護の提供に関する記録）</p> <p>第10条 条例第95条及び第95条の5において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については、第8条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「<u>条例第95条において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する生活介護計画</u>」と、同条第2号中「<u>条例第55条第1項</u>」とあるのは「<u>条例第95条及び第95条の5において準用する条例第20条第1項</u>」と、同条第3号中「<u>条例第67条</u>」とあるのは「<u>条例第90条（条例第95条の5において準用する場合を含む。）</u>」と、同条第4号中「<u>条例第75条第2項</u>」とあるのは「<u>条例第95条及び第</u></p>	<p>（指定居宅介護事業者が支給決定障害者等から支払を受けることができる費用）</p> <p>第3条 条例第22条第3項 _____ の規則で定める費用は、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合に要する交通費とする。</p> <p>（重度訪問介護等に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が支給決定障害者等から支払を受けることができる費用）</p> <p>第4条 条例第44条 _____ において準用する条例第22条第3項の規則で定める費用については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定居宅介護」とあるのは、「<u>重度訪問介護等に係る指定障害福祉サービス</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（指定生活介護事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用）</p> <p>第9条 条例第84条第3項 _____ の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 前項第1号の費用については、基準省令第82条第4項 _____ の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>（指定生活介護の提供に関する記録）</p> <p>第10条 条例第95条 _____ において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については、第8条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「<u>条例第95条において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する生活介護計画</u>」と、同条第2号中「<u>条例第55条第1項</u>」とあるのは「<u>条例第95条 _____ において準用する条例第20条第1項</u>」と、同条第3号中「<u>条例第67条</u>」とあるのは「<u>条例第90条 _____</u>」と、同条第4号中「<u>条例第75条第2項</u>」とあるのは「<u>条例第95条 _____</u></p>

95条の5において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第95条及び第95条の5」と読み替えるものとする。

(指定短期入所事業者が支給決定障害者等から支払を受けることができる費用)

第12条 条例第105条第3項(条例第110条の4において準用する場合を含む。)の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1)~(4) 省略

2 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、基準省令第120条第4項(基準省令第125条の4において準用する場合を含む。)の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(基準該当短期入所事業者が支給決定障害者等から支払を受けることができる費用)

第13条 条例第112条において準用する条例第105条第3項の規則で定める費用については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第4号中「指定短期入所」とあるのは「基準該当短期入所」と、同条第2項中「基準省令第120条第4項」とあるのは「基準省令第125条の6において準用する基準省令第120条第4項」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練(機能訓練)事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

第17条 条例第146条第3項(条例第149条の4において準用する場合を含む。)の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1)~(3) 省略

2 前項第1号の費用については、基準省令第159条第4項(基準省令第162条の4において準用する場合を含む。)の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定自立訓練(機能訓練)の提供に関する記録)

第18条 条例第149条及び第149条の4において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については、第8条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第149条において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第2号中「条例第55条第1項」とあるのは「条例第149条及び第149条の4において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「条例第67条」とあるのは「条例第149条及び第149条の4において準用する条例第90条」と、同条第4号中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第149条及び第149条の4において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第149条及び第149条の4」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練(生活訓練)事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

第20条 条例第157条第3項(条例第159条の4において準用する場合を含む。)の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1)~(3) 省略

2 条例第157条第4項(条例第159条の4において準用する場合を含む。)の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1)~(5) 省略

3 第1項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、基準省令第170条第5項(基準省令第171条の4において準用する場合を含む。)の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する記録)

_____において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第95条_____」と読み替えるものとする。

(指定短期入所事業者が支給決定障害者等から支払を受けることができる費用)

第12条 条例第105条第3項 _____の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1)~(4) 省略

2 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、基準省令第120条第4項 _____の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(基準該当短期入所事業者が支給決定障害者等から支払を受けることができる費用)

第13条 条例第112条において準用する条例第105条第3項の規則で定める費用については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1項第4号中「指定短期入所」とあるのは「基準該当短期入所」と、同条第2項中「基準省令第120条第4項」とあるのは「基準省令第125条の3において準用する基準省令第120条第4項」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練(機能訓練)事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

第17条 条例第146条第3項 _____の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1)~(3) 省略

2 前項第1号の費用については、基準省令第159条第4項 _____の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定自立訓練(機能訓練)の提供に関する記録)

第18条 条例第149条 _____において準用する条例第77条第2項の規則で定める記録については、第8条の規定を準用する。この場合において、同条第1号中「療養介護計画」とあるのは「条例第149条において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第2号中「条例第55条第1項」とあるのは「条例第149条 _____において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「条例第67条」とあるのは「条例第149条 _____において準用する条例第90条」と、同条第4号中「条例第75条第2項」とあるのは「条例第149条 _____において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「条例第78条」とあるのは「条例第149条 _____」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練(生活訓練)事業者が支給決定障害者から支払を受けることができる費用)

第20条 条例第157条第3項 _____の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1)~(3) 省略

2 条例第157条第4項 _____の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1)~(5) 省略

3 第1項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、基準省令第170条第5項 _____の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する記録)

第21条 条例第158条第2項（条例第159条の4において準用する場合を含む。）の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 条例第156条第1項及び第2項（条例第159条の4において準用する場合を含む。）の規定によるサービスの提供の記録
- (3) 条例第159条及び第159条の4において準用する条例第90条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第159条及び第159条の4において準用する条例第75条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 条例第159条及び第159条の4において準用する条例第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第159条及び第159条の4において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第27条 省略

（指定就労定着支援の提供に関する記録）

第27条の2 条例第194条の11第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第194条の12において準用する条例第20条第1項の規定によるサービスの提供の記録
- (2) 条例第194条の12において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する就労定着支援計画
- (3) 条例第194条の12において準用する条例第30条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第194条の12において準用する条例第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第194条の12において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録（指定就労定着支援事業者が支給決定障害者等から支払を受けることができる費用）

第27条の3 条例第194条の12において準用する条例第22条第3項の規則で定める費用については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定居宅介護」とあるのは、「指定就労定着支援」と読み替えるものとする。

（指定自立生活援助の事業についての準用）

第27条の4 条例第194条の20において準用する条例第22条第3項の規則で定める費用については第3条の規定を、条例第194条の20において準用する条例第194条の11第2項の規則で定める記録については第27条の2の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第3条中「指定居宅介護」とあるのは「指定自立生活援助」と、第27条の2中「条例第194条の12」とあるのは「条例第194条の20」と、同条第2号中「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と読み替えるものとする。

第27条の5 省略

第28条 省略

（日中サービス支援型指定共同生活援助の事業についての読替え）

第28条の2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業についての前条の規定の適用については、同条中「共同生活援助計画」とあるのは、「日中サービス支援型共同生活援助計画」とする。

（外部サービス利用型指定共同生活援助の事業についての読替え）

第28条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について

第21条 条例第158条第2項

の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 省略
- (2) 条例第156条第1項及び第2項の規定によるサービスの提供の記録
- (3) 条例第159条において準用する条例第90条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第159条において準用する条例第75条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 条例第159条において準用する条例第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第159条において準用する条例第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第27条 省略

第27条の2 省略

第28条 省略

（外部サービス利用型指定共同生活援助の事業についての読替え）

第28条の2 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 省略 (<u>身体的拘束等の適正化を図るための措置</u>)</p> <p>第6条 <u>条例第16条第6項及び第37条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>第7条 省略 第8条 省略 第9条 省略 第10条 省略</p>	<p>第5条 省略</p> <p>第6条 省略 第7条 省略 第8条 省略 第9条 省略</p>

(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第4条 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(内容及び手続の説明の方法)</p> <p>第3条 <u>条例第9条(条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、<u>第115条</u>、第135条、第146条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。以下同じ。)、第152条(条例第180条の3、第187条及び第203条において準用する場合を含む。以下同じ。)、第220条第1項及び第242条第1項の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)による提供とする。</u></p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>(指定訪問介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)</p> <p>第4条 <u>条例第21条第3項(条例第42条の3において準用する場合を含む。)</u>の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の実業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に要する交通費とする。</p> <p>(指定訪問介護の提供に関する記録)</p> <p>第5条 <u>条例第42条第2項(条例第42条の3において準用する場合を含む。)</u>の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>条例第20条第2項(条例第42条の3において準用する場合を含む。)</u>の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>条例第27条(条例第42条の3において準用する場合を含む。)</u>の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) <u>条例第38条第2項(条例第42条の3において準用する場合を含む。)</u>の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) <u>条例第40条第2項(条例第42条の3において準用する場合を</u></p>	<p>(内容及び手続の説明の方法)</p> <p>第3条 条例第9条(条例_____第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条____、第135条、第146条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。以下同じ。)、第152条(条例_____第187条及び第203条において準用する場合を含む。以下同じ。)、第220条第1項及び第242条第1項の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)による提供とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>(指定訪問介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)</p> <p>第4条 条例第21条第3項_____の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の実業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に要する交通費とする。</p> <p>(指定訪問介護の提供に関する記録)</p> <p>第5条 条例第42条第2項_____の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 条例第20条第2項_____の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 条例第27条_____の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 条例第38条第2項_____の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 条例第40条第2項_____</p>

含む。)の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(指定通所介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第17条 条例第103条第3項(条例第115条において準用する場合を含む。)の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 省略

2 前項第3号の費用については、指定居宅サービス等基準省令第96条第4項(指定居宅サービス等基準省令第105条の3において準用する場合を含む。)の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定通所介護の提供に関する記録)

第18条 条例第112条第2項(条例第115条において準用する場合を含む。)の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(2) 条例第113条及び第115条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第113条及び第115条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 条例第113条及び第115条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 条例第111条の2第2項(条例第115条において準用する場合を含む。)の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(指定短期入所生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第25条 条例第154条第3項(条例第180条の3において準用する場合を含む。)の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第3号(指定居宅サービス等基準省令第140条の15において準用する場合を含む。)の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第4号(指定居宅サービス等基準省令第140条の15において準用する場合を含む。)の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第5号(指定居宅サービス等基準省令第140条の15において準用する場合を含む。)の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

(6)・(7) 省略

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定居宅サービス等基準省令第127条第4項(指定居宅サービス等基準省令第140条の15において準用する場合を含む。)の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第154条第4項後段(条例第180条の3において準用する場合を含む。)の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(指定短期入所生活介護の提供に関する記録)

第26条 条例第167条第2項(条例第180条の3において準用する場合を含む。)の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 省略

_____の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(指定通所介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第17条 条例第103条第3項 _____の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 省略

2 前項第3号の費用については、指定居宅サービス等基準省令第96条第4項 _____の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定通所介護の提供に関する記録)

第18条 条例第112条第2項 _____の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(2) 条例第113条 _____において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第113条 _____において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 条例第113条 _____において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 条例第111条の2第2項 _____の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(指定短期入所生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第25条 条例第154条第3項 _____の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第3号 _____の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第4号 _____の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用(指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第5号 _____の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

(6)・(7) 省略

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定居宅サービス等基準省令第127条第4項 _____の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第154条第4項後段 _____の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(指定短期入所生活介護の提供に関する記録)

第26条 条例第167条第2項 _____の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 省略

- (2) 条例第168条及び第180条の3において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第155条第5項(条例第180条の3において準用する場合を含む。)の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第168条及び第180条の3において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第168条及び第180条の3において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第168条及び第180条の3において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第38条 省略

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第38条の2 条例第225条第6項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

- (2) 条例第168条 _____ において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第155条第5項 _____ の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第168条 _____ において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第168条 _____ において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第168条 _____ において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第38条 省略

(愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第5条 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(内容及び手続の説明の方法)</p> <p>第3条 条例第51条の2(条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。以下同じ。)、第134条(条例第164条の3、第171条及び第181条において準用する場合を含む。以下同じ。)、第206条第1項及び第230条第1項の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用して提供する方法であって、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>(指定介護予防短期入所生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)</p> <p>第23条 条例第136条第3項(条例第164条の3において準用する場合を含む。)の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 指定介護予防サービス等基準省令第135条第3項第3号(指定介護予防サービス等基準省令第166条において準用する場合を含む。)の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) 指定介護予防サービス等基準省令第135条第3項第4号(指定介護予防サービス等基準省令第166条において準用する場合を含む。)の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定</p>	<p>(内容及び手続の説明の方法)</p> <p>第3条 条例第51条の2(条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。以下同じ。)、第134条(条例 _____ 第171条及び第181条において準用する場合を含む。以下同じ。)、第206条第1項及び第230条第1項の規則で定める方法は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用して提供する方法であって、次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>(指定介護予防短期入所生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)</p> <p>第23条 条例第136条第3項 _____ の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 指定介護予防サービス等基準省令第135条第3項第3号 _____ の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>(4) 指定介護予防サービス等基準省令第135条第3項第4号 _____ の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定</p>

する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（指定介護予防サービス等基準省令第135条第3項第5号（指定介護予防サービス等基準省令第166条において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(6)・(7) 省略

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定介護予防サービス等基準省令第135条第4項（指定介護予防サービス等基準省令第166条において準用する場合を含む。）の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第136条第4項後段（条例第164条の3において準用する場合を含む。）の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する記録）

第24条 条例第142条第2項（条例第164条の3において準用する場合を含む。）の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(2) 条例第143条及び第164条の3において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第137条第2項（条例第164条の3において準用する場合を含む。）の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第143条及び第164条の3において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 条例第143条及び第164条の3において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第143条及び第164条の3において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第34条 省略

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第34条の2 条例第211条第3項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（指定介護予防サービス等基準省令第135条第3項第5号 _____ の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(6)・(7) 省略

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定介護予防サービス等基準省令第135条第4項 _____ の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第136条第4項後段 _____ の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する記録）

第24条 条例第142条第2項 _____ の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(2) 条例第143条 _____ において準用する条例第51条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第137条第2項 _____ の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第143条 _____ において準用する条例第52条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 条例第143条 _____ において準用する条例第55条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第143条 _____ において準用する条例第55条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第34条 省略

（愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第6条 愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（人員に関する基準）</p> <p>第3条 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）に <u>ユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護</u></p>	<p>（人員に関する基準）</p> <p>第3条 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）<u>及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及び</u></p>

老人福祉施設の介護職員及び看護職員（条例第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準省令第167条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

2～7 省略

第5条 省略

（身体的拘束等の適正化を図るための措置）

第6条 条例第16条第6項及び第47条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第7条 省略

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

（ユニット型指定介護老人福祉施設についての読替え）

第11条 ユニット型指定介護老人福祉施設についての第9条第3号の規定の適用については、同号中「条例第16条第5項」とあるのは、「条例第47条第7項」とする。

_____ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう_____。）を併設する場合

_____の介護職員及び看護職員（条例第52条第2項_____の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

2～7 省略

第5条 省略

第6条 省略

第7条 省略

第8条 省略

第9条 省略

（ユニット型指定介護老人福祉施設についての読替え）

第10条 ユニット型指定介護老人福祉施設についての第8条第3号の規定の適用については、同号中「条例第16条第5項」とあるのは、「条例第47条第7項」とする。

（愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第7条 愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（人員に関する基準）</p> <p>第3条 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>（身体的拘束等の適正化を図るための措置）</p> <p>第7条 条例第16条第6項及び第46条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>（人員に関する基準）</p> <p>第3条 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）及び _____ ユニット型介護老人保健施設を併設する場合 _____ の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>第6条 省略</p>

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 8 条 省略
第 9 条 省略
第10条 省略
第11条 省略

(ユニット型介護老人保健施設についての読替え)

第12条 ユニット型介護老人保健施設についての第10条第4号の規定の適用については、同号中「条例第16条第5項」とあるのは、「条例第46条第7項」とする。

第 7 条 省略
第 8 条 省略
第 9 条 省略
第10条 省略

(ユニット型介護老人保健施設についての読替え)

第11条 ユニット型介護老人保健施設についての第9条第4号の規定の適用については、同号中「条例第16条第5項」とあるのは、「条例第46条第7項」とする。

(愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第 8 条 愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(人員に関する基準)</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。<u>以下この項において同じ。</u>)にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>3～5 省略</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>(身体的拘束等の適正化を図るための措置)</p> <p>第 6 条 <u>条例第17条第6項及び第47条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>第 7 条 省略 第 8 条 省略 第 9 条 省略 第10条 省略</p> <p>(ユニット型指定介護療養型医療施設についての読替え)</p> <p>第11条 ユニット型指定介護療養型医療施設についての第9条第3号の規定の適用については、同号中「<u>条例第17条第5項</u>」とあるのは、「<u>条例第47条第7項</u>」とする。</p>	<p>(人員に関する基準)</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。)及び _____ ユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合 _____ の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>3～5 省略</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>第 6 条 省略 第 7 条 省略 第 8 条 省略 第 9 条 省略</p> <p>(ユニット型指定介護療養型医療施設についての読替え)</p> <p>第10条 ユニット型指定介護療養型医療施設についての第8条第3号の規定の適用については、同号中「<u>条例第17条第5項</u>」とあるのは、「<u>条例第47条第7項</u>」とする。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第16号

愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則

愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成26年愛媛県規則第19号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第17号

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、愛媛県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年愛媛県条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（人員に関する基準）

第 3 条 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

2 介護医療院の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がないときは、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができるものとする。

（構造設備の基準）

第 4 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号ただし書及び第 45 条第 4 項第 1 号ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 療養室等を 2 階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 療養室等を 2 階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町にあっては、市町長）又は消防署長と相談の上、施設防災計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第 32 条第 2 項の規定による訓練については、施設防災計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第 6 条第 2 項及び第 45 条第 5 項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（内容及び手続の説明の方法）

第 5 条 条例第 7 条の規則で定める方法は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合に情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）による提供とする。

(1) 電子情報処理組織（介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第 7 条に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は当該提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 電磁的方法は、入所申込者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 介護医療院は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 使用する電磁的方法の種類
- (2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た介護医療院は、文書又は電磁的方法により、当該入所申込者又はその家族から電磁的方法による重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入所者から支払を受けることができる費用)

第6条 条例第14条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 介護医療院基準省令第14条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 介護医療院基準省令第14条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 理美容代
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、介護医療院基準省令第14条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第14条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第7条 条例第16条第6項及び第46条第8項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(感染症の予防等のための措置)

第8条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、介護医療院基準省令第33条第2項第4号の別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(医療法施行規則の規定の準用を受ける業務)

第9条 条例第33条第3項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護医療院基準省令第5条第2項第2号口及び第45条第2項第2号口に規定する検体検査の業務
- (2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- (4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造し又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

(事故発生の防止のための措置)

第10条 条例第40条第1項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を管理者に報告し、その分析に基づく改善策について従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(介護医療院サービスの提供に関する記録)

第11条 条例第42条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 条例第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- (3) 条例第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 条例第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(ユニット型介護医療院の勤務体制の基準)

第12条 条例第51条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(ユニット型介護医療院についての読替え)

第13条 ユニット型介護医療院についての第11条第4号の規定の適用については、同号中「条例第16条第5項」とあるのは、「条例第46条第7項」とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第18号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則(昭和30年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。					
使 用 料						使 用 料					
区分	種別	細 別	単 位	金 額	備 考	区分	種別	細 別	単 位	金 額	備 考
技術 開発 関係	機械	1～34 省略				技術 開発 関係	機械	1～34 省略			
		35 省略						金属 顕微鏡	35 金属顕微鏡	1時間	540円
	36 省略				36 省略						
	37 省略				37 省略						
	38 省略				38 省略						
	39 省略				39 省略						
	40 省略				40 省略						
	41 省略				41 省略						
	42 省略				42 省略						
	43 省略				43 省略						
	44 省略				44 省略						
	45 省略				45 省略						
	46 省略				46 省略						

電子 用機 器	46 省略				電子 用機 器	47 省略				
	1 ~ 6 省略					1 ~ 6 省略				
						7 交流安定化電源	1時間	540円		
						8 超絶縁抵抗計	1時間	540円		
	7 省略					9 省略				
	8 省略					10 省略				
						11 透磁率計	1時間	540円		
	9 省略					12 省略				
	10 省略					13 省略				
	11 省略					14 省略				
	12 省略					15 省略				
	13 省略					16 省略				
	14 省略					17 省略				
	15 省略					18 省略				
						19 雰囲気炉	1時間	540円		
						20 イミュニティ試験装置	1時間	970円		
	16 省略					21 省略				
	17 省略					22 省略				
	18 省略					23 省略				
	19 省略					24 省略				
	20 省略					25 省略				
	21 省略					26 省略				
	22 省略					27 省略				
	23 省略					28 省略				
	24 省略					29 省略				
	25 省略					30 省略				
	26 省略					31 省略				
	27 省略					32 省略				
	28 省略					33 省略				
	29 省略					34 省略				
	30 省略					35 省略				
	31 省略					36 省略				
32 省略				37 省略						
化学 用機 器	1 ~ 38 省略				化学 用機 器	1 ~ 38 省略				
	39 混練機	1時間	860円							
	40 複合材料精密切断機	1時間	640円							
食品 産業 関係	食品 加工 用機 器	1 ~ 3 省略			食品 産業 関係	食品 加工 用機 器	1 ~ 3 省略			
							4 テクスチュロメータ	1時間	640円	
		4 省略					5 省略			
		5 省略					6 省略			
		6 省略					7 省略			
		7 省略					8 省略			

8	省略		
9	省略		
10	省略		
11	省略		
12	省略		
13	省略		
14	省略		
15	省略		
16	省略		
17	省略		
18	省略		
19	省略		
20	省略		
21	省略		
22	省略		
23	省略		
24	省略		
25	省略		
26	省略		
27	省略		
28	省略		
29	省略		
30	省略		
31	省略		
32	省略		
33	省略		
34	省略		
35	省略		
36	省略		
37	省略		
38	省略		
39	省略		
40	省略		
41	省略		
42	省略		
43	省略		
44	省略		
45	省略		
46	省略		
47	省略		
48	省略		
49	省略		

9	省略		
10	超臨界ガス抽出装置	1時間	1,080円
11	省略		
12	省略		
13	省略		
14	省略		
15	省略		
16	省略		
17	省略		
18	省略		
19	省略		
20	省略		
21	省略		
22	省略		
23	省略		
24	屈折計	1時間	430円
25	省略		
26	省略		
27	省略		
28	省略		
29	省略		
30	省略		
31	省略		
32	省略		
33	省略		
34	省略		
35	省略		
36	省略		
37	省略		
38	省略		
39	省略		
40	省略		
41	省略		
42	省略		
43	省略		
44	省略		
45	省略		
46	省略		
47	省略		
48	省略		
49	省略		
50	省略		
51	省略		
52	省略		

		50 省略							
		51 省略							
		52 省略							
		53 省略							
		54 省略							
		55 省略							
		56 省略							
		57 省略							
		58 省略							
		59 省略							
		60 省略							
		61 省略							
		62 省略							
		63 省略							
		64 省略							
		65 省略							
窯業 関係	省略								
	窯業 用機 器	1 ~ 23 省略							
		24 省略							
		25 省略							
		26 省略							
		27 省略							
		28 省略							
		29 省略							
		30 省略							
		31 省略							
		32 省略							
		33 省略							
		34 省略							
		35 省略							
		36 省略							
		37 省略							
		38 省略							
省略									
紙産 業関 係	省略								
	製紙 用機 器	1 ~ 13 省略							
		14 省略							
		15 省略							
		53 省略							
		54 省略							
		55 省略							
		56 省略							
		57 省略							
		58 省略							
		59 省略							
		60 省略							
		61 省略							
		62 省略							
		63 省略							
		64 省略							
		65 省略							
		66 省略							
		67 省略							
		68 省略							
窯業 関係	省略								
	窯業 用機 器	1 ~ 23 省略							
		24 完全脱気式压力铸込 装置	1時間	540円					
		25 省略							
		26 省略							
		27 省略							
		28 省略							
		29 省略							
		30 省略							
		31 プロッター	1時間	3,560円					
		32 省略							
		33 省略							
		34 省略							
		35 省略							
		36 省略							
		37 省略							
		38 省略							
		39 省略							
40 省略									
省略									
紙産 業関 係	省略								
	製紙 用機 器	1 ~ 13 省略							
		14 手漉き道具	1時間	540円					
		15 自動プレス機	1時間	540円					
		16 三角蒸気乾燥機	1時間	640円					
		17 省略							
18 省略									

	16	省略			
	17	省略			
	18	省略			
	19	省略			
	20	省略			
	21	省略			
省略					
化学 試験 用機 器	1 ~ 5	省略			
	6	省略			
	7	省略			
	8	省略			
	9	省略			
	10	省略			
	11	省略			
	12	省略			
	13	省略			
	14	省略			
	15	省略			
	16	省略			
	17	省略			
	18	省略			
	19	省略			
	20	省略			
	21	省略			
	22	省略			
	23	省略			
	24	省略			
	25	省略			
	26	省略			
	27	省略			
	28	省略			
	29	省略			
	30	省略			
	31	省略			
	32	省略			
	33	省略			
	34	省略			
	35	省略			
	36	省略			
	37	省略			
	38	省略			
39	省略				
40	省略				

	19	省略			
	20	省略			
	21	省略			
	22	省略			
	23	省略			
	24	省略			
省略					
化学 試験 用機 器	1 ~ 5	省略			
	6	倒立型蛍光顕微鏡	1時間	750円	
	7	省略			
	8	省略			
	9	省略			
	10	省略			
	11	省略			
	12	省略			
	13	省略			
	14	省略			
	15	省略			
	16	省略			
	17	省略			
	18	省略			
	19	省略			
	20	省略			
	21	省略			
	22	省略			
	23	省略			
	24	省略			
	25	省略			
26	省略				
27	省略				
28	省略				
29	省略				
30	省略				
31	省略				
32	省略				
33	省略				
34	省略				
35	省略				
36	省略				
37	省略				
38	省略				
39	省略				
40	省略				
41	省略				

	41 省略			
注 省略				
	手 数	料 省 略		

	42 省略			
注 省略				
	手 数	料 省 略		

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第19号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則及び愛媛県行政組織規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則及び愛媛県行政組織規則の一部を改正する等の規則

(審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部改正)

第 1 条 審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則 (昭和28年愛媛県規則第62号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 (第 2 条関係) 省略 省略	別表 (第 2 条関係) 省略 愛媛県農村地域工業等導入促進審議会委員 省略

(愛媛県行政組織規則の一部改正)

第 2 条 愛媛県行政組織規則 (昭和55年愛媛県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(農林水産部各課の所掌事務) 第13条 農政課の所掌事務は、第 6 条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第 5 号、第 9 号から第12号まで及び第15号から第17号までの事務は、農地・担い手対策室が所掌する。 (1)～(4) 省略 (5) 農村地域への産業の導入に関すること。 (6)～(18) 省略 2～11 省略	(農林水産部各課の所掌事務) 第13条 農政課の所掌事務は、第 6 条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第 5 号、第 9 号から第12号まで及び第15号から第17号までの事務は、農地・担い手対策室が所掌する。 (1)～(4) 省略 (5) 農村工業等導入 _____ に関すること。 (6)～(18) 省略 2～11 省略

(愛媛県農村地域工業等導入促進条例施行規則の廃止)

第 3 条 愛媛県農村地域工業等導入促進条例施行規則 (昭和48年愛媛県規則第 4 号) は、廃止する。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成18年愛媛県規則第58号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第 1 (第 3 条、第 4 条関係) 1・2 省略	別表第 1 (第 3 条、第 4 条関係) 1・2 省略 3 愛媛県農村地域工業等導入促進条例施行規則 第18条

3 省略	
4 省略	

(昭和48年愛媛県規則第4号)	
4 省略	
5 省略	

訓 令

○愛媛県訓令第3号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第7（第4条関係）						別表第7（第4条関係）					
知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項						知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者					知 事	専決者	
				部 長	局 長	課 長					部 長
農 政 課	1～4 省略					農 政 課	1～4 省略				
							5 就業機会 確保促進事 業実施要綱 (平成12年 4月1日付 農林水産 事務次官通 達)の施行 に関する事 務	1 農村地域工業等導入資金 融通促進事業における農工 資金に対する助成の承認 (第3の2)			—
								2 就業機会創出支援事業に おける事業計画及び事業結 果の報告(第3の3)			—
								3 就業機会創出支援事業に おける実施市町の指定(就 業機会創出支援事業実施要 領(平成12年4月1日付け 構造改善局長通知)第2)			—
	5 省略						6 省略				
	6 省略						7 省略				
	7 省略						8 省略				
	8 省略						9 省略				
	9 省略						10 省略				
	10 省略						11 省略				
	11 省略						12 省略				
	12 省略						13 省略				
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者					知 事	専決者	
				部 長	局 長	室 長					部 長

農地・担い手対策室	1・2 省略					
	3 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の施行に関する事務	1 農村地域への産業の導入に関する計画に関すること。 (1)・(2) 省略 (3) 市町の実施計画の同意(第5条第6項)				
	4 省略					
	5 省略					
	6 省略					
	7 省略					
	8 地域再生法の施行に関する事務	1 地域農林水産業振興施設整備計画の同意(第17条の26第4項)				
	9 省略					
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					

農地・担い手対策室	1・2 省略					
	3 農村地域工業等導入促進法の施行に関する事務	1 農村地域工業等導入計画に関すること。 (1)・(2) 省略 (3) 市町の実施計画の同意(第5条第9項)				
	4 愛媛県農村地域工業等導入促進条例の施行に関する事務	1 市町の工業等導入計画の承認(第3条第1項) 2 農村地域工業等導入拠点地域の指定(第4条) 3 補助及び資金貸付けの助成対象事業の認定(第5条)				
	5 省略					
	6 省略					
	7 省略					
	8 省略					
	9 地域再生法の施行に関する事務	1 遊休工場用地等に工業等以外の産業を導入する事業に関する事項の同意(第5条第6項) 2 地域農林水産業振興施設整備計画の同意(第17条の27第4項)				
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1202

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 3月27日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則 7 - 62)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教員特殊業務手当) 第5条 条例第6条の3第1項に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき、次____に掲げる額とする。 (1)・(2) 省略	(教員特殊業務手当) 第5条 条例第6条の3第1項に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。 (1)・(2) 省略

- (3) 条例第6条の2第2号に規定する業務の場合は、5,100円
 - (4) 条例第6条の2第3号に規定する業務の場合は、5,100円
 - (5) 条例第6条の2第4号に規定する業務の場合は、3,600円
 - (6) 省略
- 2 省略

- (3) 条例第6条の2第2号に規定する業務の場合は、4,250円
 - (4) 条例第6条の2第3号に規定する業務の場合は、4,250円
 - (5) 条例第6条の2第4号に規定する業務の場合は、3,000円
 - (6) 省略
- 2 省略

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。